

◎平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 競技大会特別措置法の一部を改正する法律

(平成二八年六月七日法律第六九号)(衆)

一、提案理由(平成二八年五月一九日・衆議院本会議)

○谷川弥一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取り組みの状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならないものとするものであります。

本案は、昨十八日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成二八年六月一日)

○神本美恵子君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての国会への報告について定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院文部科学委員長谷川弥一さんより趣旨説明を聴取した後、大会組織委員会の活動を含めた国会報告の必要性、大会招致活動の経緯等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。